

第1章 保育所における食事提供の意義

第1 保育所における食事提供及び栄養管理に関する考え方

保育所における食事の提供及び栄養管理は、子どもの健やかな発育・発達を目指し、子どもの食事・食生活を支援していくという視点が大切です。

そのためには、食事の提供と食育を一体的な取り組みとして栄養管理を行い、その際、一人一人の子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態等の実態の把握が必要です。実施にあたっては、実態把握の結果を踏まえて、PDCAサイクル〔計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）〕に基づいて行っていきます。

1 栄養管理の考え方

保育所における食事は、入所している子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければなりません。保育所における栄養管理は、給食すなわち食事を提供することが軸となります。さらに、保育所で食べる食事そのものが食育につながります。発育期の子どものにとっては1回1回の食事が学習の場となります。食事提供と食育を通じ、子どもと保護者を支援していく過程そのものが栄養管理といえます。

2 一人一人の子どもの発育・発達への対応

乳幼児の食事は、母乳・育児用ミルクから離乳食を経て、食事からおいしく、楽しく栄養補給をできるようになっていくこと、発達に応じて食べ物に興味を持ちながら咀嚼や嚥下、食具の使用の学習をしていくこと、自分で食べることが上手になり、人と食べることを楽しむ気持ちを育むことが大切です。この時期は、生涯にわたる食習慣の基礎が形成される非常に重要な時期であり、発育・発達に応じた食事の提供が重要となります。

3 専門性を生かした支援

社会状況の様々な変化に伴い、家庭や地域における子どもの生活環境や生活経験も変化・多様化しており、保育所においては、子ども一人一人の健康状態や発育の状態に応じて、子どもの健康支援や食育の推進に取り組むことが求められます。

保育所保育指針（厚生労働省 2019 年）には、「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。（第3章健康及び安全）」と示されています。

そのため、保育所の管理栄養士・栄養士は専門性を生かし、これらのニーズに応える内容を兼ね備えた食事の提供と食育活動を行う必要があります、具体的には下記のような業務が考えられます。

- ・子どもの状態のアセスメントと、発育・発達に応じた食事計画
- ・「日本人の食事摂取基準」を踏まえた給食の栄養管理
- ・栄養素と食品のバランスがとれた美味しい給食の提供
- ・衛生面に配慮した安全な給食の提供
- ・複雑化する食物アレルギーに対応した安全な食事の提供
- ・食事に配慮が必要な疾患や障害をもった子どもへの食事の配慮
- ・多職種と連携した、食を営む力をはぐくむ食育計画の実践
- ・災害時の園児への食事支援と平常時からの計画的な備え

保育所において、管理栄養士・栄養士の必置義務はありませんが、上記のようなきめ細やかな子どもの健康支援や食育の推進に取り組むためには、栄養の専門職である管理栄養士・栄養士の配置が望まれます。

4 多職種の連携

一人一人の子どもに応じた食事を提供するためには、入所前の状況や現在の発育・発達の状況に加え、毎日の健康状態、保育所での生活状況、喫食状況などの情報を十分に把握し、活用することが必要です。保育士や看護師が測定した身長、体重等の情報を、栄養管理に関わる管理栄養士・栄養士等も、共有し、活用できるようなシステムを構築することが求められます。

また、施設長は、子どもの育ちを全職員で支えるという視点から、食事にかかわる職種が、子どもの食事の場면을観察したり、立ち会うことができるよう、環境を整えることが求められます。

5 家庭との連携

食事の「場」は、保育所のみならず、家庭も重要であることから、家庭と連携・協力して「食事」を考えていく必要があります。保育所での子どもの食事の様子や、保育所が子どもの食に対してどのように取り組んでいるのかを家族に伝えることは、家庭における食への関心を高め、食育の推進にもつながります。

家庭において食への関心が高まると、保育所に家庭の食に関する興味・関心が伝わり保育所における取組が、子ども一人一人に応じたものとなりやすくなります。保育所から家庭に食に関する情報発信をすることはもちろんのこと、家庭からの食に関する相談に応じ、助言したり、支援を積極的に行うことも重要です。

6 地域との連携

保育所の食育活動を豊かに展開するために、日頃から管轄する保健福祉事務所、市町管理栄養士・栄養士に相談できる体制を作っておく必要があります。また、地域住民や市町保健センター、保健福祉事務所、教育機関、その他食に関する団体、地域の産業団体等と連携し、交流をはかります。

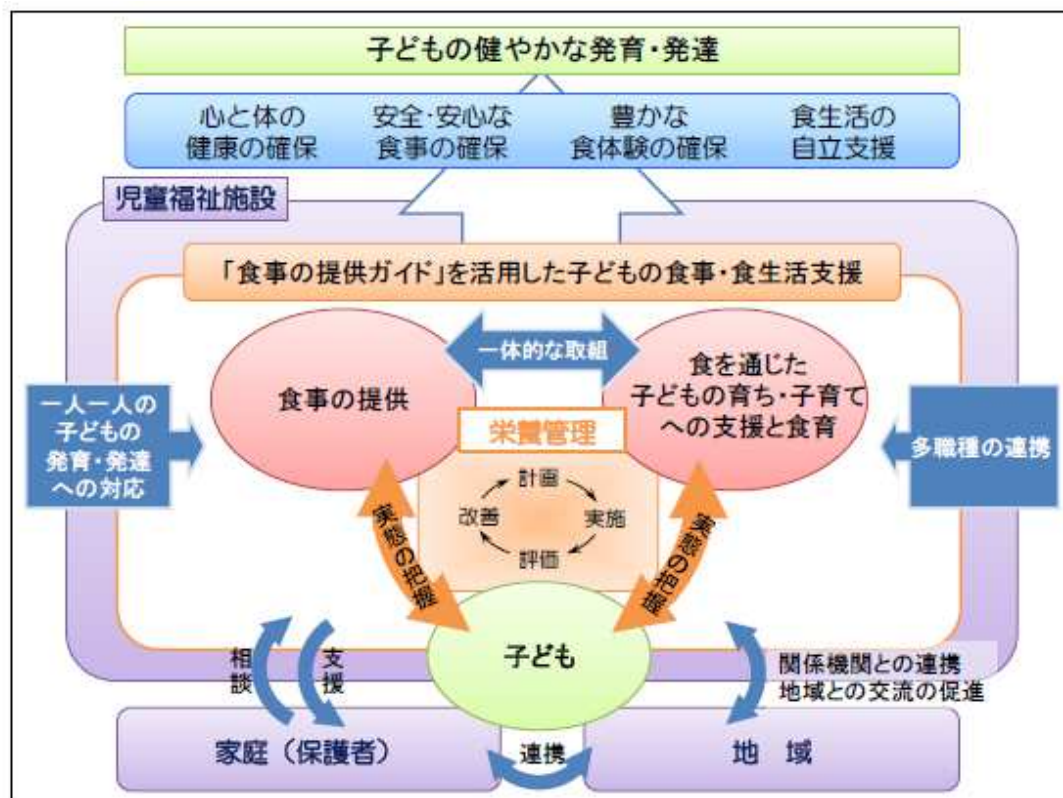


図1 子どもの健やかな発達を目指した食事・食生活支援

（児童福祉施設における食事提供ガイドより）